

岩手県告示第449号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和6年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和6年7月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社電工社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市大迫町大迫第3地割65番地
 - ウ 代表者の氏名 大泉巖
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第5944号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年7月3日付けで電気工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和6年6月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社中島建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田深持64番地2
 - ウ 代表者の氏名 中島利一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第8043号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年6月26日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和6年6月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社巖岩工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳7地割29番地13
 - ウ 代表者の氏名 巖岩貴由
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第8232号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年6月14日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和6年6月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鈴木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢字簾森36番地97
 - ウ 代表者の氏名 鈴木清徳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第9030号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和6年6月14日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止し

た旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和6年7月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菊正建設

イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町佐比内37地割6番地4

ウ 代表者の氏名 菊池正

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一3)第9628号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年7月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社大弘産業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ五丁目15番12号

ウ 代表者の氏名 木下陽子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一1)第20389号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年6月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社アース

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町上曾根田166番地3

ウ 代表者の氏名 中村敬二

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一1)第20394号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年6月13日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和6年7月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社中央企画

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東宮野目第11地割78番地1

ウ 代表者の氏名 藤原正克

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一1)第40111号

(3) 処分の内容 土木工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月2日付けで土木工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和6年7月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社山崎

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺愛宕字梁川240番地1

ウ 代表者の氏名 山崎敬規

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第60297号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月1日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和6年7月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社伊藤興業

イ 主たる営業所の所在地 遠野市宮守町下宮守15地割59番地6

ウ 代表者の氏名 伊藤三男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第100025号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年7月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。